



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)
号外第 49 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立夢みなとタワーの利用料金 (204) (観光政策課) 2
	鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金 (205) (障害福祉課) 4
	鳥取県立障害者体育センターの利用料金 (206) (〃) 5
	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金 (207) (子育て支援総室) 6
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区に限る。) の利用料金 (208) (公園自然課) . . . 8
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区を除く。) の利用料金 (209) (〃) 8
	鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金 (210) (〃) 10

告 示

鳥取県告示第204号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年3月31日鳥取県告示第242号（鳥取県立夢みなとタワーの利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 展示室及び展望室の入館料

区分	高等学校の生徒、学生又は一般人	小学校の児童又は中学校の生徒
個人	300円	150円
団体(20人以上のものに限る。)	240円	120円

イ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
多目的ホールA	2,200円	4,500円	5,600円	12,100円
多目的ホールB	1,200円	2,300円	2,900円	6,300円
多目的ホールC	1,100円	2,200円	2,700円	5,800円
映像シアター	2,600円	5,200円	6,500円	14,000円
企画展示室	1,700円	3,600円	4,400円	9,700円

ウ 会議室利用料

区分	利用料（1時間につき）
第1会議室	410円
第2会議室	530円
第3会議室	1,110円
特別会議室（全室利用）	1,710円
特別会議室（ラウンジのみ利用）	710円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

エ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の延長利用料

区分	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時	午前0時から午前9時

		まで	まで及び午後 9 時から 午後 12 時まで（1 時間 につき）
多目的ホール A	870円	1,350円	1,870円
多目的ホール B	480円	690円	970円
多目的ホール C	430円	660円	900円
映像シアター	1,030円	1,560円	2,170円
企画展示室	680円	1,080円	1,470円

備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 全日（午前 9 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 9 時から午後 10 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 4 2 日以上連続して利用する場合における午後 9 時から翌日午前 9 時までの間の利用に係る延長利用料は、多目的ホール、映像シアター又は企画展示室を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。

オ 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室の冷暖房利用料

区分	利用料	
多目的ホール、映像シアター及び企画展示室	午前の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×午前の利用料÷3×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	午後の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×午後の利用料÷4×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	夜間の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×夜間の利用料÷3×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	全日の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×全日の利用料÷13×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	延長利用（正午から午後 1 時まで）の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	延長利用（午後 5 時から午後 6	延長利用時における冷房又は暖

	時まで) の場合	房の利用時間×午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料×0.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	延長利用 (午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時まで) の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時までの間の利用に係る延長利用料×0.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
会議室		利用日における冷房又は暖房の利用時間×利用料×0.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

(2) 設備等利用料

区分	利用料
オーバーヘッドプロジェクター (スクリーンを含む。)	1台1時間につき 200円
マイク	1本1時間につき 100円
液晶プロジェクター (スクリーンを含む。)	一式1時間につき 450円
持込電源	1キロワット1時間につき 50円
スポットライト	1台1時間につき 200円
音響機器 (マイクを除く。)	一式1時間につき 1,000円
シアター用液晶プロジェクター	一式1時間につき 1,000円
シアター用スライド映写機	1台1時間につき 500円
オーバーヘッドカメラ	1台1時間につき 200円
16ミリ映写機	1台1時間につき 700円
テレビ	1台1時間につき 200円
ドラムセット	一式1時間につき 500円
DVDプレーヤー	1台1時間につき 200円

2 承認年月日

平成21年3月27日

鳥取県告示第205号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例 (昭和39年鳥取県条例第11号) 第9条第3項の規定に基づき、鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用に係る利用料金を次のとおり承認したので、同条第4項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第415号 (鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金について) は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 食事の提供に係る利用料

入所利用 (1日当たり)	短期入所及び市町村地域生活支援事業（日中一時支援事業に限る。）に係る利用 (1食当たり)		
	朝食	昼食	夕食
1,580円	280円	650円	650円

(2) 光熱水費に係る利用料（入所利用者及び短期入所利用者に限る。）

1日につき327円

(3) 温泉利用に係る利用料（入所利用者に限る。）

1月につき600円

(4) 在園証明書等発行に係る利用料

1通につき200円

(5) 預り金の管理に係る利用料（入所利用者で希望する者に限る。）

1月につき200円

2 承認日

平成21年3月27日

鳥取県告示第206号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第244号（鳥取県立障害者体育センターの利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分		単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき	全面1時間につき 700円
			2分の1面1時間につき 300円
			3分の1面1時間につき 200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき 1,400円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき 24,500円	
	入場料等を徴収するとき	全面1時間につき 35,000円	
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生	1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(2) 照明利用料

分電系統	種 別	金額（1時間につき）
------	-----	------------

1	水銀燈	40円
2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円
バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円

(4) ロッカー等利用料

区 分	単 位	金 額
ロッカー	1ブロック1月につき	200円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積（0.18平方メートル）で除して得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に200円を乗じて得た額とする。この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

2 承認日

平成21年3月27日

鳥取県告示第207号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第246号（鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入園料

区 分	金 額	
個人	中学校の生徒	1人1回につき 200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
団体（学校行事で利用するものを）	中学校の生徒	1人1回につき 180円

除き、10人以上20人未満のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。)	中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事	中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒	1人1回につき	250円
	学生又は一般人	1人1回につき	上記個人料金又は団体料金

(2) キャンプ場利用料

区 分		金 額	
宿泊する場合	児童又は中学校の生徒	1人1泊につき	120円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1泊につき	240円
宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	1人1日につき	60円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1日につき	120円

(3) キャンプ用品貸出料

区 分	金 額	
キャンプ用テント	1張1日（宿泊する場合は、1張1泊）につき	400円
プロパンガスセット	一式1日（宿泊する場合は、一式1泊）につき	400円
鉄板	1枚1日（宿泊する場合は、1枚1泊）につき	200円
バーベキュー用網コンロ	一式1日（宿泊する場合は、一式1泊）につき	300円

(4) 工房利用料

区 分			金 額	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
	スクラッチ	幼児、児童又は中学校の生徒	1個につき	150円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1個につき	250円
	楽焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1個につき	50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1個につき	100円
木工工房（工具を利用する場合）	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	100円

(5) 乗物利用料

区 分		金 額	
変形自転車		1人1回につき	100円
バッテリーカー	メロディペットミニ	1人1回につき	200円
	メロディペットミニ以外のもの	1人1回につき	100円
周回コースバッテリーカー		1人1回につき	200円
サイクルモノレール		1人1回につき	100円
レールトレイン	満3歳から中学校に入学するまでの者	1人1回につき	100円
	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	200円

2 承認日

平成 21 年 3 月 19 日

鳥取県告示第208号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第247号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分		単 位	金 額
燕趙園	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 180円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 450円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 80円	
	高等学校の生徒	1人1回につき 200円	

2 承認年月日

平成21年3月27日

鳥取県告示第209号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第248号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分			単 位	金 額
あやめ池	体育室	一般利用 一般人	1人1回につき	50円

一 ツ セ ン タ ー	専用利用	営利を目的としない場 合	入場料その他これ に類するもの（以 下「入場料等」と いう。）を徴収 しないとき。	全面 1 時間に つき	800 円		
				2 分の 1 面 1 時間につき	400 円		
				入場料等を徴収す るとき。	全面 1 時間に つき	1,600 円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収し ないとき。	全面 1 時間に つき	25,500 円		
			入場料等を徴収す るとき。	全面 1 時間に つき	38,400 円		
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	一般利用	回数券又は 1 月 利用券によらな いで利用する場 合	一般人	1 人 1 回につ き	100 円		
				回数券により利 用する場合	一般人	回数券 11 枚 につき	1,000 円
				1 月利用券によ り利用する場合	一般人	1 人につき	700 円
	専用利用			1 時間につき	600 円		
	研修室			1 時間につき	550 円		
テニスコート			1 時間につき	400 円			
東 郷 湖 カ ヌ ー セ ン タ ー	カヌー艇庫			1 艇 1 月につ き	1,500 円		
	研修室			1 時間につき	500 円		
南谷テニスコート				1 コート 1 時 間につき	600 円		
屋 根 の あ る 多 目 的 広 場	営利を目的としない場合			全面 1 時間に つき	2,100 円		
				2 分の 1 面 1 時間につき	1,050 円		
				3 分の 1 面 1 時間につき	700 円		
	営利を目的とする場合			全面 1 時間に つき	17,700 円		

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が 1 時間未満若しくは 1 月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に 1 時間未満若しくは 1 月未満の端数があるときは、1 時間又は 1 月として計算するものとする。
- 2 あやめ池スポーツセンターの体育室（専用利用に限る。）、テニスコート又は屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明又は指定管理者が必要と認める照度以上の照明をしたときは、それぞれの施設利用料の額に、次の表に定める額を加算する。

区分	単位	金額
あやめ池スポーツセンターの体育室	1 燈 1 時間につき	20 円

テニスコート	1コート1時間につき	250円
屋根のある多目的広場	全面1時間につき	1,000円
	2分の1面1時間につき	500円
	3分の1面1時間につき	300円

3 あやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

区分		単位	金額
あやめ池スポーツセンター	バスケットボール器具 (バスケット台1対)	1組1回につき	2,100円
	バレーボール器具 (支柱1対、ネット1張及びアンテナ1対)	1組1回につき	200円
	ハンドボール器具 (ゴール(ネット付)1対)	1組1回につき	300円
	バドミントン器具 (支柱1対及びネット1張)	1組1回につき	100円
	卓球器具(台1台及びネット(サポートを含む。)1張)	1組1回につき	100円
	テニス器具(支柱1対及びビット1張)	1組1回につき	200円
	フットサル器具 (ゴール(ネット付)1対)	1組1回につき	300円
屋根のある多目的広場	テニス器具(支柱1対及びビット1張)	1組1回につき	200円
宇野地区	シャワー設備	3分間につき	100円

2 承認年月日

平成21年3月27日

鳥取県告示第210号

鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第249号(鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金について)は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区分	単位	金額
----	----	----

陸上競技場	グラウンド	一般利用	一般人		1人1回につき	150円	
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	1時間につき	1,900円
					一般人	1時間につき	2,500円
			入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	9,500円	
				一般人	1時間につき	13,000円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	39,500円	
	入場料等を徴収するとき。		1時間につき	53,000円			
	屋内練習場	一般利用	一般人		1人1回につき	30円	
		専用利用			1時間につき	300円	
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生又は一般人		1人1回につき	100円
回数券により利用する場合			学生又は一般人		回数券 11枚につき	1,000円	
1月利用券により利用する場合			学生又は一般人		1人につき	700円	
専用利用				1時間につき	600円		
第1研修室					1時間につき	1,700円	
第2研修室					1時間につき	500円	
第3研修室					1時間につき	400円	
第1会議室					1時間につき	200円	
第2会議室					1時間につき	300円	
放送室					1時間につき	300円	

野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1 時間につき	1,200 円	
				一般人	1 時間につき	1,800 円	
			入場料等を徴収するとき。	学生等	1 時間につき	3,500 円	
				一般人	1 時間につき	4,800 円	
	プロ野球		入場料等を徴収しないとき。		1 時間につき	23,700 円	
			入場料等を徴収するとき。		1 時間につき	47,400 円	
	屋内ピッチング場					1 時間につき	80 円
	大会運営室					1 時間につき	400 円
	第 1 研修室					1 時間につき	200 円
	第 2 研修室					1 時間につき	100 円
放送室					1 時間につき	300 円	
スコアボード					1 時間につき	300 円	
球技場	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	学生等	全面 1 時間につき	1,300 円	
					2 分の 1 面 1 時間につき	700 円	
					3 分の 1 面 1 時間につき	500 円	
				一般人	全面 1 時間につき	1,900 円	
			2 分の 1 面 1 時間につき		1,000 円		
			3 分の 1 面 1 時間につき		700 円		
			入場料等を徴収するとき。	学生等	全面 1 時間につき	7,300 円	
					2 分の 1 面	3,700 円	

				1 時間につ き	
				3 分の 1 面 1 時間につ き	2,500 円
			一般人	全面 1 時間 につき	9,900 円
				2 分の 1 面 1 時間につ き	5,000 円
				3 分の 1 面 1 時間につ き	3,400 円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		全面 1 時間 につき	29,800 円
				2 分の 1 面 1 時間につ き	15,000 円
				3 分の 1 面 1 時間につ き	10,000 円
		入場料等を徴収するとき。		全面 1 時間 につき	39,700 円
				2 分の 1 面 1 時間につ き	20,000 円
				3 分の 1 面 1 時間につ き	13,500 円
補 助 競 技 場	学生等			1 時間につ き	700 円
	一般人			1 時間につ き	900 円
テ ニ ス 場	テニスコート			1 コート 1 時間につ き	600 円
	大会運営室			1 時間につ き	700 円
	研修室			1 時間につ き	300 円
鳥 取 県 民 体 育 館	メイン アリー ナ	一般利 用	一般人	1 人 1 回に つき	50 円
		専用利 用	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面 1 時間 につき
					2 分の 1 面

					1 時間につき	
					3 分の 1 面 1 時間につき	900 円
					4 分の 1 面 1 時間につき	700 円
			入場料等を徴収するとき。		全面 1 時間につき	5,800 円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		全面 1 時間につき	101,500 円
					2 分の 1 面 1 時間につき	50,700 円
			入場料等を徴収するとき。		全面 1 時間につき	145,000 円
サブアリーナ	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。		全面 1 時間につき	700 円
					2 分の 1 面 1 時間につき	300 円
			入場料等を徴収するとき。		全面 1 時間につき	1,400 円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		全面 1 時間につき	24,500 円
			入場料等を徴収するとき。		全面 1 時間につき	35,000 円
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は 1 月利用券によらないで利用する場合	シャワーを利用しないとき。	一般人	1 人 1 回につき	250 円
				学生		100 円
			シャワーを利用するとき。	一般人		300 円
				学生		150 円
		回数券により利用する場合	シャワーを利用しないとき。	一般人	回数券 11 枚につき	2,500 円
				学生		1,000 円
			シャワーを利用するとき。	一般人		3,000 円
				学生		1,500 円
		1 月利用券により利用する場合	シャワーを利用しないとき。	一般人	1 人につき	2,300 円
				学生		950 円
			シャワーを利用するとき。	一般人		2,800 円
				学生		1,400 円
			鳥取屋内プール共通利用券 (通年利用) 一般人		1 人につき	5,000 円
	専用利用				1 時間につき	1,700 円

	第 1 研修室	全室 1 時間につき	600 円
		3 分の 1 室 1 時間につき	200 円
	第 2 研修室	1 時間につき	400 円
	第 3 研修室	1 時間につき	600 円
	第 4 研修室	1 時間につき	600 円
	視聴覚室	1 時間につき	400 円
	放送室	1 時間につき	300 円
多目的 広場	学生等	全面 1 時間につき	900 円
		2 分の 1 面 1 時間につき	500 円
	一般人	全面 1 時間につき	1,200 円
		2 分の 1 面 1 時間につき	700 円

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が 1 時間未満若しくは 1 月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に 1 時間未満若しくは 1 月未満の端数があるときは、1 時間又は 1 月として計算するものとする。
- 2 陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、球技場若しくはテニスコートのテニスコートを利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において照明施設を利用するときは、この表に定める利用料の額に(2)オに定める照明使用料の額を加算するものとする。
- 3 鳥取県民体育館のメインアリーナ又はサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において、連続して 3 時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 設備利用料等

ア 陸上競技場等

区分		単位	金額
陸上競技 用器具	競技用器具及び競技運営器具一式(机、椅子、テント、計測器具等)	一式 1 日につき	4,000 円
	トラック競技用器具(スターティングブロック、ピストル、ストップウォッチ、バトン等)	一式 1 日につき	300 円
	ハードル競争器具(スターティングブロック、ピストル、ストップウォッチ、ハードル等)	一式 1 日につき	300 円

障害物競走器具（ピストル、ストップウォッチ、移動障害物等）	一式 1 日につき	300 円		
走幅跳・三段跳用器具（距離標識等）	一式 1 日につき	200 円		
走高跳用器具（支柱、バー、マット、高度計等）	一式 1 日につき	400 円		
棒高跳用器具（支柱、バー、マット、高度計、ポール等）	一式 1 日につき	500 円		
砲丸投用器具（砲丸、リボンロッド、距離標識、角度標識等）	一式 1 日につき	300 円		
円盤投用器具（円盤、リボンロッド、距離標識、角度標識等）	一式 1 日につき	300 円		
ハンマー投用器具（ハンマー、リボンロッド、距離標識、角度標識等）	一式 1 日につき	300 円		
ヤリ投用器具（ヤリ、リボンロッド、距離標識、角度標識等）	一式 1 日につき	300 円		
マラソン競争用器具（距離標識、親時計等）	一式 1 日につき	500 円		
ラグビー用器具（ゴール等）	一式 1 日につき	300 円		
サッカー用器具（ゴール等）	一式 1 日につき	300 円		
野球用器具（カウント表示器、審判用マスク、審判用プロテクター、移動用バックネット等）	一式 1 日につき	300 円		
芝グラウンド用ペイント材	1 リットルにつき	300 円		
人工芝（1 枚 2 平方メートル）	1 枚 1 回につき	40 円		
多目的掲示板	1 時間につき	3,300 円		
写真判定装置	1 時間につき	2,200 円		
大型映像装置	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1 時間につき	5,000 円
		入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	20,000 円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1 時間につき	60,000 円
		入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	80,000 円
広告加算	1 分につき	10,000 円		
シャワー室	1 回につき	50 円		

イ 鳥取県民体育館

区分	単位	金額
バスケットボール用器具（バスケット台、ファール回数表示器等）	一式 1 回につき	2,000 円
バレーボール用器具（支柱、審判台等）	一式 1 回につき	200 円
バドミントン用器具（支柱、審判台等）	一式 1 回につき	100 円
テニス用器具（支柱、審判台等）	一式 1 回につき	200 円
シャワー室	1 回につき	50 円
電光得点表示板	1 回につき	1,000 円
椅子	1 脚 1 回につき	10 円
長机	1 台 1 回につき	20 円
卓球台（卓球台、ネット等）	一式 1 回につき	100 円
ソフトバレー用器具（支柱及びネット）	一式 1 回につき	100 円
インディアカ用器具（支柱及びネット）	一式 1 回につき	100 円

ロングマット	一式 1 回につき	50 円
簡易ステージ	1 個 1 回につき	50 円
イベントパネル (ポールを含む。)	1 枚 1 回につき	200 円
液晶プロジェクター	一式 1 回につき	1,800 円
資料提示装置	一式 1 回につき	900 円
演台	1 台 1 回につき	200 円
ワゴン式音響設備	一式 1 回につき	2,000 円
トランポリン	1 台 1 回につき	300 円
体操用床	一式 1 回につき	2,000 円
新体操用マット	一式 1 回につき	1,000 円

ウ 球技場・多目的広場

区分	単位	金額
シャワー室	1 回につき	50 円

エ テニス場

区分	単位	金額
テニス用器具	一式 1 回につき	200 円
シャワー室	1 回につき	50 円

オ 夜間照明料及び照明施設の加算使用料

区分		単位	金額	
野球場		30 分につき	6,000 円	
球技場		30 分につき	5,000 円	
陸上競技場	全灯 (500 ルクス)	30 分につき	6,000 円	
	3 分の 2 点灯 (300 ルクス)	30 分につき	5,000 円	
	5 分の 2 点灯 (200 ルクス)	30 分につき	3,000 円	
	10 分の 1 点灯 (50 ルクス)	30 分につき	1,000 円	
	保安灯	30 分につき	500 円	
テニス場	テニスコート	全点灯 (1,000 ルクス)	1 面 1 時間につき	2,000 円
		2 分の 1 点灯 (500 ルクス)	1 面 1 時間につき	1,000 円
		4 分の 1 点灯 (300 ルクス)	1 面 1 時間につき	500 円
鳥取県民 体育館	メインアリーナ	全点灯 (1,000 ルクス)	全面 1 時間につき	7,000 円
			2 分の 1 面 1 時間につき	3,500 円
		2 分の 1 点灯 (500 ルクス)	全面 1 時間につき	3,500 円
			2 分の 1 面 1 時間につき	1,750 円
	サブアリーナ	全点灯 (1,000 ルクス)	全面 1 時間につき	1,500 円
			2 分の 1 面 1 時間につき	750 円
	2 分の 1 点灯 (500 ルクス)	全面 1 時間につき	750 円	
		2 分の 1 面 1 時間につき	350 円	

カ 冷暖房使用料

区分		単位	金額	
鳥取県民体育館	メインアリーナ	冷房	1 時間につき	11,000 円

	サブアリーナ	暖房	1 時間につき	8,500 円	
		冷房	1 時間につき	2,700 円	
	視聴覚室	暖房	1 時間につき	2,400 円	
		冷房	1 時間につき	400 円	
	第 1 研修室	暖房	1 時間につき	400 円	
		冷房	1 時間につき	300 円	
	第 2 ～ 4 研修室	暖房	1 時間につき	300 円	
		冷房	1 時間につき	300 円	
	テニス場	大会運営室	暖房	1 時間につき	100 円
			冷房	1 時間につき	100 円
研修室		暖房	1 時間につき	100 円	
		冷房	1 時間につき	100 円	

キ 設備設置料等

区分	単位	金額
芝グラウンド用ペイント設置	100 メートルにつき	500 円
人工芝設置	1 枚 1 回につき	90 円
サッカー固定式ゴール設置	一式 1 回につき	1,000 円
ラグビー固定式ゴール設置	一式 1 回につき	1,500 円
ソフトボール固定式ポール設置	一式 1 回につき	500 円

2 承認年月日

平成 21 年 3 月 27 日